

# 自治基本条例って何ですか vol.12

前回のVol.11(平成28年6月号)では自治基本条例の第3章(町民参加と協働)第14条第2項について解説しました。今号では、第15条を紐解いていきます。

## 第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第15条(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 別に規則に定める町民意見の公募
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

### 解説

第15条では、町民参加の具体的な手法について明記しています。

第1号～5号までの手法のうち、一つ以上の方法を活用することを義務づけていますが、複数の手法を組み合わせるよう努める必要があります。

適切な時期とは、施策の立案において、町民の意見を反映することができる時期とします。例えば、公共施設の新設、改良の際は、予算編成前に町民参加を完了することが理想です。

#### 【第1号関係】

町民参加の対象事項(事務事業)を所掌する審議会等の開催について定めています。

例) 総合開発委員会での総合計画策定の審議、都市計画を定める際の都市計画審議会での審議など

#### 【第2号関係】

直接意見を交換する機会の確保について定めています。ただし、決定事項を単に説明することを

趣旨とした意見交換会は除くものとします。

#### 【第3号関係】

施行規則第3条～7条に規定する町民意見公募手続(パブリックコメント)を位置づけています。  
※パブリックコメントとは

条例施行規則に位置づけられた方法による意見募集方法です。政策等の案の公表方法は、施行規則第5条により下記の方法のいずれかで行われます。

- (1) 町の広報紙への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 町長が指定する場所での閲覧
- (4) その他町長が必要と認める方法

意見を募集する期間は、施行規則第6条により定められ、原則として30日以上、ただし、やむを得ない理由により30日以上の間を設けることができない場合はこの限りではありません。

また、意見提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、その他町長が認める方法により提出できます。提出する際は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては所在地、名称および代表者氏名)、連絡先電話番号、その他町長が定める事項の記載が必要です。

#### 【第4号関係】

アンケート調査は、一定の地域を対象としたものも含むこととします。ただし、利害や影響が一部地域に限定的か否かを合理的に判断することが必要です。

#### 【第5号関係】

上記以外で合理的な手法によるもの  
(例: ワークショップの開催)



## 北海道労働局の組織を見直し「雇用環境・均等部」を設置しました

北海道労働局では、平成28年4月1日付けで新たに「雇用環境・均等部」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政展開を図っていきます。

### 【実施する業務】

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法等の雇用均等関係業務
- ・働き方改革、労働契約法、パワーハラスメント関係業務
- ・個別労働紛争に関する相談、労働相談業務 など

【連絡先】札幌第一合同庁舎9階(札幌市北区8条西2丁目) ☎011-788-7874

高画質  
プリント!

携帯  
スマホ  
デジカメ

世帯OK!

パソコン  
診断・設定

みかけ  
美影写真館  
(011) 62-2872